

二本松市障がい者活躍推進計画

機 関 名	二本松市
任 命 権 者	二本松市長、二本松市議会議長、二本松市選挙管理委員会、二本松市代表監査委員、二本松市農業委員会、二本松市教育委員会
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>本市では、市長部局において、令和元年6月1日現在で法定雇用率が未達成の状況となったため、達成するために採用しなければならない障がい者2人について、令和2年4月1日に採用したところである。</p> <p>しかしながら、非常勤職員の処遇改善のための地方公務員法改正に伴い、新たな会計年度任用職員制度がスタートすることから、通年雇用により「常時勤務する職員」にカウントすべき非常勤職員が増大するため、今後、市長部局はもとより、教育委員会部局においても法定雇用率未達成となる見込みである。</p> <p>計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であることから、機関全体として取組強化を図っていく。</p>
目 標	
(1) 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参 考）令和元年6月1日時点の実雇用率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長部局 2.02%（法定雇用率2.5%（R3.4.1～2.6%）） ・教育委員会 2.94%（法定雇用率2.4%（R3.4.1～2.5%）） <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
(2) 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
(3) キャリア形成に関する目標	<p>【障がい者が担当する職務の拡大】 障がい者が活躍できる新たな職域を開拓していく組織づくりを進める。 （評価方法）毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理。</p>
取 組 内 容	
(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として、総務部長を選任する（令和元年9月6日選任済）。</p> <p>○障がい者職業生活相談員（人事行政課長）を含め、人事行政課職員係内に障がい者である職員の相談窓口を設置する。</p> <p>○相談窓口及び教育委員会事務局を含めた組織内の人的サポート体制を整備し、組織外の関係機関（労働局、ハローワーク等）と連携を図り、支援体制について整理したうえで関係者間で共有する。</p>
(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力・特性等を把握し、可能な限り障がい者本人の希望に沿った職務の選定及び創出について検討を行うなど、障がい者と業務の適切なマッチングを図る。</p>
(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談時など定期的な面談により必要な配慮等を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、研修や継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○募集・採用に当たっては、障害特性に配慮した職務選定や勤務時間の配分を行う。</p>
(4) その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>